

富田林市浄化槽整備推進事業

事業者募集要項

平成17年8月17日

富田林市

目 次

- I 本募集要項の背景説明
- II 事業の概要
- III 事業者の募集及び選定のスケジュール
- IV 応募者の資格要件
- V 提案書の審査
- VI 契約の手順
- VII 履行すべき業務の要求水準
- VIII 提案の内容及び事業者の選定方法

- 様式1号 参加申込書
- 様式2号 応募グループの構成者名簿
- 様式3号 協力会社名簿
- 様式4号 参加辞退届出書
- 様式5号 事業者募集要項に関する質問書
- 様式6号 提案書

- 別添1 業務要求水準書
- 別添2 提案書の構成
- 別添3 事業者選定基準

I 本募集要項の背景説明

富田林市（以下「市」という。）は、「富田林市浄化槽整備推進事業」（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施するため、平成17年7月15日、PFI法第5条の規定に基づき、「富田林市浄化槽整備推進事業に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

市は、上記実施方針のもと、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、平成17年8月11日、本事業を「特定事業」として選定し、その旨公表したところである。

本募集要項は、市が、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、「PFI事業者」として本事業に参加しようとする者に交付するものである。

応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、必要な書類を提出するものとする。

II 事業の概要

1 事業内容に関する事項

- (1) 事業名 富田林市浄化槽整備推進事業
- (2) 事業の目的

富田林市(以下「市」という。)は、市民の生活環境を保全し、地域公衆衛生の向上を図るため、下水道法第4条第1項に規定する事業計画区域外であって、別に市長が定める区域（以下「処理区域」という。）において浄化槽を整備することとした。本事業は、浄化槽の設置、法定検査の実施を含む設置された浄化槽の保守管理（汚泥の清掃業務を除く。以下同じ）の実施等を、市財政の負担を軽減し、迅速に、適正に、効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

- ① 処理区域内における合計約450基を目標とした浄化槽の設置。
- ② 本事業で設置された浄化槽と、市民が保有する既設浄化槽で、市に移管された浄化槽の保守管理、軽微な補修の実施。

イ 事業期間等

- ① 事業期間は契約日から10か年とする。PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）は、この間、処理区域において、浄化槽の設置、浄化槽の保守管理、軽微な補修を実施するものとする。
- ② 浄化槽の設置工事期間は、上記期間のうち、契約日から概ね6年間とする。なお、11年目以降は本事業とは別の委託事業とする。

Ⅲ PFI 事業者の募集及び選定のスケジュール

PFI 事業者の募集及び選定は本募集要項によるものとし、その実施スケジュール（予定含む）は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|--------------------------|
| 平成17年8月17日 | PFI 事業者募集要項の公表 |
| 平成17年8月23日 | PFI 事業者募集要項説明会の開催 |
| 平成17年8月30～31日 | 参加表明書及び参加資格審査申請書類受付 |
| 平成17年9月5日 | 参加資格審査結果の通知及び公表 |
| 平成17年9月28日 | 提案書受付 |
| 平成17年10月21日 | PFI 事業予定者の決定及び公表 |
| 平成17年11月下旬 | 契約締結に向けての協定の作成・締結 |
| 平成17年12月上旬 | PFI 事業予定者は特別目的会社（SPC）を設立 |
| 平成17年12月中旬 | 仮契約締結 |
| 平成17年12月中旬 | 市は議会に仮契約議案を提案 |
| 平成17年12月下旬 | 市議会で仮契約議案を承認・事業契約締結 |
| 平成18年1月中旬 | 事業開始 |

Ⅳ 応募者の資格要件

1 参加資格要件

(1) 組織形態

応募者の形態は、次のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。

ア 応募者は、法人又は、複数の法人等（以下「応募グループ」という。）のいずれかとする。

イ 応募者は、富田林市入札参加資格登録の工事種別において「土木工事」、「建築工事」、「管工事」のいずれかで登録しているものとする。ただし、応募グループにおいては1社以上が上記いずれかで登録しているものとする。

ウ 応募者は、PFI 事業予定者に選定された場合は、市が PFI 事業予定者を交渉権者としてこの事業の実施に係る契約（以下「PFI 事業契約」という。）の締結に先立ち、特別目的会社(以下「SPC」という。)を株式会社として富田林市内に設立することを要件とする。

エ 応募グループは、その中の1社を代表法人として、本事業に係る応募、事業実施の総括責任者を定めるものとする。

(2) 応募者の構成

応募者の構成は、次のアからオまでの全ての要件を満たすものとする。

ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参

加していないこと。

イ 応募者の構成員の変更は認めない。但し、特別の事由があると市が認定した場合にはこの限りではない。

ウ 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI 事業開始後、SPC から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。

エ 応募者は、他の応募者の構成員になることは出来ないものとする。ただし、市と PFI 事業者との PFI 事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、PFI 事業者の業務等に協力することは可能とする。

オ 市とこの事業に関するアドバイザリー契約を締結した日本上下水道設計株式会社（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者の構成員として参加していないこと。

(3) 欠格条項

次に該当する者は、応募者となることは出来ない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 市の指名停止措置を受けている者

ウ 最近1年間において、法人税、消費税又は法人事業税、地方税並びに市に対する公租公課を滞納している者

(4) 業務執行能力及び財務能力

ア 本事業を PFI 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。又は、有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(5) 留意事項

ア 浄化槽の設置、保守管理業務の実施にあたっては、法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格の全てを取得している必要はない。

イ 選定された応募者は、事業契約締結までに、SPC を株式会社として設立するものとし、代表法人の SPC への出資割合は50%を越えなければならない。この割合は事業期間中を通じて維持するものとする。

ウ PFI 事業者は、事業契約締結後、速やかに本業務推進の為の設置、保守管理にかかる基本的な業務分担表を市に提出し、着工までに市から承認を得るものとする。

エ PFI 事業者は、PFI 事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現す

ることが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

2 参加資格の審査・確認

(1) 参加申込書の提出

本事業の事業者選定プロセスに参加しようとする者は、参加申込書（様式 1 号）、応募グループ構成員名簿（様式 2 号）、協力会社名簿（様式 3 号）と添付書類を、下記により提出するものとする。

参加申込書等の作成は、市ホームページから各様式をダウンロードし、その様式に必要な事項を記入する方法により行うものとする。

提出方法は持参のみとする。市は、申込書類を確認後、受付けた場合、受領書を発行する。

- ・ 受付日時：平成 17 年 8 月 30 日（火）及び 8 月 31 日（水）の午前 9 時～午後 5 時 30 分まで
- ・ 受付場所：〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号
富田林市上下水道部下水道室下水道管理課
電話：0721-25-1000 内線 264・271
- ・ 提出書類：
 - ① 参加申込書（様式 1 号、該当する場合は様式 2 及び 3 号）
A4 様式に印刷したもの 1 部と当該内容が入力された 3.5 インチフロッピーディスク 1 部
 - ② 添付書類（応募グループの場合は代表企業のみ）
 - ア 会社概要
 - イ 法人税等納税証明書（地方税に係るものを含む）
 - ウ 法人登記簿謄本

(2) 参加申込書提出後の辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式 4 号）を平成 17 年 9 月 1 日（木）午後 5 時 30 分までに、富田林市上下水道部下水道室下水道管理課まで持参により提出すること。（参加辞退によって、今後、富田林市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。）

(3) 参加資格の確認

参加資格審査の結果については、平成 17 年 9 月 5 日（月）に、応募者（応募グループの場合はその代表企業）に対して書面で発送し、通知する。また、富田林市ホームページ上で同日から公表する。

(4) 参加資格に関する説明要求

参加資格がないと判断された場合、平成17年9月7日(水)から9月9日(金)までに、市の通常の勤務時間内において、書面により説明要求を行うことができる。

説明要求に対する回答は、平成17年9月16日(金)までに応募者に対して書面で送付する。

(5) その他

参加資格の確認は、参加申込書の提出日現在で行う。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者または応募者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

3 募集要項に関する説明会

市は、募集要項に関する説明会を、次のとおり開催する。

開催日時 平成17年8月23日(火) 午後1時30分～3時30分

開催場所 富田林市消防署 4階 講堂(大) [市役所より南へ約250m]

申込方法 参加を希望するものは、①企業名及びその所在地、②参加者氏名、③連絡先電話番号を明記の上、下記あて電子メール、ファックス、持参により、次表に掲げる期間内に申し込むこと。

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号
富田林市上下水道部下水道室下水道管理課
電話：0721-25-1000 内線 264・271
メールアドレス：jyokaso@city.tondabayashi.osaka.jp
ファックス：0721-24-6876

※参加者は、1社2名以内とする。(車の方は第3駐車場をご利用ください)

| | |
|-------|---|
| 電子メール | 平成17年8月19日(金)から 平成17年8月22日(月)午後5時30分到着分まで |
| ファックス | 平成17年8月19日(金)から 平成17年8月22日(月)午後5時30分到着分まで |
| 持 参 | 平成17年8月19日(金)から平成17年8月22日(月)の 土日を除く午前9時から午後5時30分まで |

4 PFI 事業者募集要項に関する質問書

この募集要項に関して質問のある場合は、事業者募集要項に関する質問書(様式5号)を市ホームページからダウンロードし、下記あて電子メール、持参により、次表

に掲げる期間内に提出すること。(電話、ファックス、口頭等での受付はしない。)

電子メールの場合は、質問書を添付ファイルとして、送信するものとし、持参の場合は、A4用紙に印刷した質問書1部と当該内容が入力された3.5インチフロッピーディスク1部を提出するものとする。

質問については、原則として公表するものとし、その回答については、市のホームページ上で公表する。なお、不当に混乱を招くことが危惧される質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号
富田林市上下水道部下水道室下水道管理課
電話：0721-25-1000 内線 264・271
メールアドレス：jyokaso@city.tondabayashi.osaka.jp

| | |
|-------|--|
| 電子メール | 平成17年8月23日(火)から 平成17年8月25日(木)午後5時30分到着分まで |
| 持 参 | 平成17年8月23日(火)から平成17年8月25日(木)の 午前9時から午後5時30分まで |

5 提案書の受付

参加資格が確認された応募者は、市がSPCに要求する別添1「業務要求水準書」をもとに別添2「提案書の構成」に準じて提案書(様式6号)を作成し、下記により提出するものとする。

提案書の作成は、市ホームページから提案書(様式第6号)をダウンロードし、その様式に必要な事項を記入する方法により行うものとする。

提出方法は持参のみとする。市は、提出書類を確認後、受付けた場合、受領書を発行する。

- ・受付日時：平成17年9月28日(水)午前9時～午後5時30分
- ・受付場所：富田林市上下水道部下水道室下水道管理課
- ・提出部数：①A4様式に印刷した提案書1部と当該提案書が入力された3.5インチフロッピーディスク1部
②添付資料がある場合は当該資料10部

6 その他応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、提出書類の提出をもって、本募集要項及び別添資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 市が配布する資料及び回答書は、本募集要項と一体のものとし、以後、配布する

ものが本募集要項を補完・修正するものである場合には、それが本募集要項よりも優先するものとする。

- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募のための保証金は免除する。
- (5) 応募者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。
- (6) 市は、応募者の承諾を得て、本募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しない。
- (8) 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じる。
- (9) 本募集要項に定めるもののほか、募集にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (10) 市は、応募者に対して、必要があると認めたときは、別途ヒアリングを行うことができるものとする。
- (11) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用すること。

V 提案書の審査

1 審査委員会の設置

提案書の審査にあたっては、学識者等で構成する富田林市浄化槽整備推進事業に係る選定事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、応募者から提出された提案書その他書類を審査し、最優秀提案書を選定する。

審査委員会の審議は時限非公開とする。

2 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者（応募グループの場合はその代表企業）に文書で通知する。また、富田林市ホームページ上で公表する。

3 契約交渉

市は、選定されたPFI事業予定者とPFI事業契約の内容に関する協議を行い、協議が成立し、議会の承認を得たときは、当該事業者をこの事業を実施するPFI事業者とする。

VI 契約の手順

市とPFI事業予定者は、次の手順で、事業契約を締結するものとする。

(1) 契約締結に向けての協定

PFI事業予定者選定後、速やかに、PFI事業予定者（応募グループとしての提案者の場合にあつては代表企業）と市の間で、契約締結に向けての協定を締結する。

この協定は、事業契約の締結に向け、PFI事業予定者がSPCを設立すること、また、市は議会の承認を得る等のために、PFI事業予定者と市の双方が今後協力していくことを確認する旨の内容とする。

(2) SPCの設立

PFI事業予定者は、上記協定の締結後、速やかに、契約当事者としてSPCを設立するものとする。

(3) 仮契約

PFI事業予定者によるSPC設立後、速やかに、市とSPCとの間で、事業期間中の双方の役割、責任分担について明確化した仮契約を締結する。仮契約書は、富田林市議会（平成17年12月開催予定）の承認に付される。

(4) 本契約（事業契約書）

仮契約が富田林市議会において承認を経た後、その旨を契約の相手方に通知したときに、本契約として効力を発するものとする。

(5) 業務実施計画書

SPCは、契約締結後速やかに、市と協議のうえ、本事業の業務実施に関する業務実施計画書を作成するものとする。

VII 履行すべき業務の要求水準

市がSPCに要求する業務水準は、別添1「業務要求水準書」に記載するとおりである。概ねこの内容が事業契約書に規定される。

VIII 事業提案の内容及びPFI事業者の選定方法

応募者による事業提案の内容は、別添2「提案書の構成」に準じて作成されるものとする。また、PFI事業者の選定方法については、別添3「事業者選定基準」に基づくものとする。